

住宅・建築物のエネルギー消費性能の実態等に関する研究会規約

(名称)

第1条 本会は「住宅・建築物のエネルギー消費性能の実態等に関する研究会」（以下、「研究会」という。）と称する。

(目的)

第2条 研究会は、平成29年度より全面施行された建築物省エネ法の施行状況を把握するとともに、住宅・建築物の省エネ性能に関する実態を把握・検証し、住宅・建築物の省エネ基準への適合率の更なる向上等に向けた課題を整理することを目的とする。

(委員の任命)

第3条 研究会の委員は、住宅・建築物の省エネ性能に関する実態等に精通する有識者のうちから、住宅局長が任命する。

(座長の任命等)

第4条 研究会には座長を置く。

- 2 座長は、国土交通省住宅局が選任する。
- 3 座長は、研究会の会務を総理し、研究会を代表する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、研究会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
- 5 研究会にはワーキンググループを置くことができる。

(研究会の議事)

第5条 研究会の議事は、非公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、公開とすることができる。

- 2 研究会の議事概要については、委員に確認の上、国土交通省のホームページにおいて公開する。
- 3 研究会の資料については、座長に確認の上、国土交通省のホームページにおいて公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 研究会の事務局は、国土交通省住宅局住宅生産課建築環境企画室に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。